

### 3) 平鹿福祉環境部

平成17年度に県南地区にある県の福祉事務所が南福祉事務所1箇所を集約され、南福祉事務所で扱う貸付者数が一挙に増加した。そのため、福祉資金貸付システム上での入金消込作業や違約金の計算、免除申請に対する一連の業務を1名の母子自立支援員で対応することが不可能な状況となった。平成19年4月から正職員1名にも業務分担を割り当てることとしたが、平成19年11月現在、福祉資金貸付システム上での入金消込作業が約100件未了となっていた。

結果として、平成19年11月現在、平成18年度分の違約金(元利)の調定は行われていなかった。

「母子及び寡婦福祉法施行令」第17条は、「延滞元利金額につき、年10.75%の割合をもって、支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収する。」と規定しており、現状、この規定に違反している。

移管事務の状況から対応が困難であったと推察されるが、事務処理が滞った原因には関係書類の整備・運用方法が福祉事務所により異なっていたこと、福祉資金貸付システムに改善すべき点が認められることなどが挙げられる。今後、これらの問題点を見直す必要がある。

（4）監査の意見

①償還率の低下への対処

公表されている平成17年度の全国平均と比較すると以下のように県は全国平均を上回っているが、「(1)概要」の「③未収金の状況」に見られるとおり、償還率は年々低下する傾向にある。

財務省が実施した平成17年度の予算執行調査の結果、近年償還率が低下し、各自治体の償還確保に向けた取り組み状況にばらつきが見られることなどから、償還率の向上に向けた更なる取り組みの推進について指摘されたところである（厚生労働省 雇用均等・児童家庭局家庭福祉課「全国児童福祉主管課長会議追加資料(家庭福祉課)」平成19年2月23日）。

表34 償還率に関する全国平均との比較

		現年度償還率		過年度償還率		合 計	
		秋田県	全国平均	秋田県	全国平均	秋田県	全国平均
母子福祉資金	H17	86.2%	82.2%	19.5%	10.1%	70.6%	48.1%
寡婦福祉資金	H17	90.6%	85.2%	12.3%	10.2%	71.4%	47.0%

出所：秋田県庁内部資料

県は「母子及び寡婦福祉法」の改正(平成15年4月1日施行)に伴い、自立支援施策の中心的役割を担うものとして、母子相談員を母子自立支援員とし、県が雇用して市の福祉事務所に配置していた母子相談員を、平成15年度より市が雇用する形態に改めている。

平成17年には県福祉事務所が統合され、福祉事務所機能を持たない地域振興局福祉環境部管内の償還指導を強化するため、貸付・償還指導員を配置している。

償還指導に関わっている人員の配置状況について、平成11年度と平成19年度で比較すると以下のようになっている。なお、秋田市は中核市であるため、母子寡婦福祉資金貸付事業の実施主体となっている。

(平成11年度)

母子自立支援員 21名(県任用19名、秋田市任用2名)

配置状況…7県福祉事務所に11名 8市に8名

(平成19年度)

母子自立支援員 20名(県任用4名 一般市任用14名 秋田市任用2名)

貸付・償還指導員 4名(県任用4名)

配置状況…4県福祉事務所に4名 12市に14名(母子自立支援員)

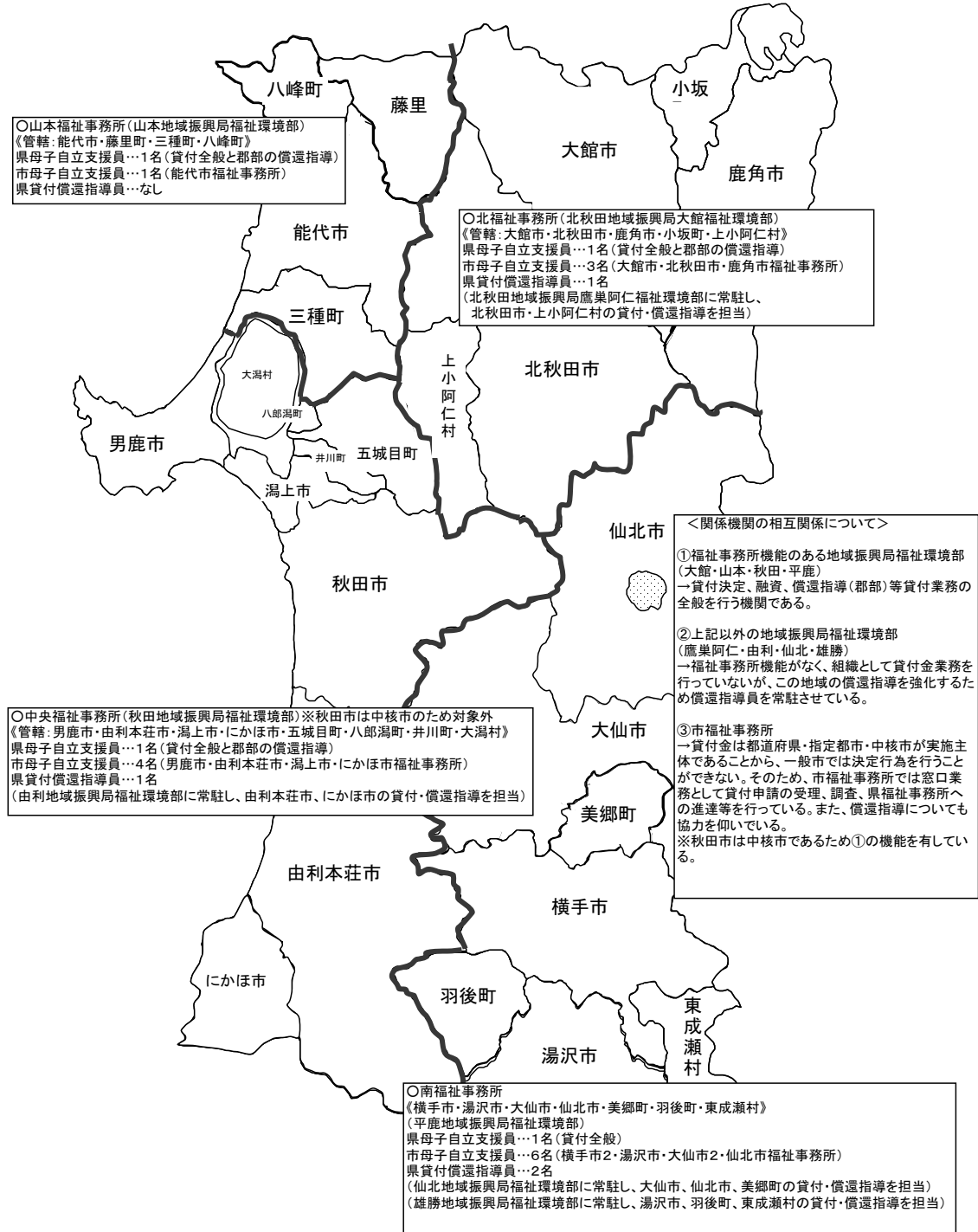
4福祉環境部に4名(償還指導員)

## 第4章 監査の結果と意見（各論）

（未収金の償還指導との関係）

当該貸付における未収金は県の債権である。市の母子自立支援員は市の職員であることから、県の債権回収に積極的に関わることは難しい状況にある。県任用者は平成11年度に19名であったが、現在は8名となっている。

図5 福祉事務所機能のある地域振興局福祉環境部の状況（平成19年4月1日現在）



出所：秋田県庁内部資料

## 第4章 監査の結果と意見（各論）

県は「自立促進計画」で「母子寡婦福祉資金貸付制度や児童扶養手当等についての情報提供を適切に行い、制度の活用を図るとともに、適切な貸付・給付事務を実施する」としている。しかしながら、市町村合併の進展、広域行政化の推進、市の福祉事務所への「母子及び寡婦福祉法」に係る事務の委任など、複数の政策が同時進行した関係で、努力はしているものの政策間の連携が噛み合っていないために、種々の移管事務の滞りが生じている。償還率が低下している背景には、これらの影響がみられる。

未収金の増加傾向は秋田地域振興局と平鹿地域振興局で特に顕著に見られる。現状の確認と今後の対処方針について、検討が必要と考えられる。

表35 未収金の地域振興局別推移 (単位：円，%)

部 局	H14年度末	H15年度末	H16年度末	H17年度末	H18年度末
北秋田地域振興局					
大館福祉環境部	5,142,703	6,345,457	7,212,119	7,869,573	8,674,868
対前年増減額		1,202,754	866,662	657,454	805,295
対前年増減率		23.4%	13.7%	9.1%	10.2%
山本地域振興局					
山本福祉環境部	2,202,185	2,102,364	1,971,272	1,683,517	1,700,919
対前年増減額		-99,821	-131,092	-287,755	17,402
対前年増減率		-4.5%	-6.2%	-14.6%	1.0%
秋田地域振興局					
秋田福祉環境部	6,285,398	8,900,067	10,703,816	13,876,726	18,172,986
対前年増減額		2,614,669	1,803,749	3,172,910	4,296,260
対前年増減率		41.6%	20.3%	29.6%	31.0%
平鹿地域振興局					
平鹿福祉環境部	11,148,138	16,371,277	21,930,380	28,697,595	36,296,755
対前年増減額		5,223,139	5,559,103	6,767,215	7,599,160
対前年増減率		46.9%	34.0%	30.9%	26.5%
合 計	24,778,424	33,719,165	41,817,587	52,127,411	64,845,528
対前年増減額		8,940,741	8,098,422	10,309,824	12,718,117
対前年増減率		36.1%	24.0%	24.7%	24.4%

出所：秋田県庁内部資料

県の母子寡婦福祉資金貸付事業の平成18年度に係る継続事業中間評価判定点数表において、総合評価(1次)はAとされているが、償還率の低下に関しては原因分析が必要である。

償還率が低下傾向にある原因としては、以下の点が考えられる。

- 景気の悪化、雇用情勢の悪化により生活困窮者が増加したこと。

## 第4章 監査の結果と意見（各論）

- 大学等進学者の増加により、貸付額が増加したこと。
- 修学資金等、児童の就学・就業に係る貸付金については、平成15年度より児童を借受人、母を保証人とする取扱いが可能となったこと。
- 福祉事務所統合（8事務所→4事務所）により1事務所あたりで取り扱う事務所での業務量が増加したことにより、相対的に未納者に対する償還指導に充てる時間が減ったこと。
- 平成15年度から、県が雇用し市に配置していた母子自立支援員を、市の職員として配置したことにより、県が直接的に市の母子自立支援員に対し償還指導を指示できなくなったこと。
- 償還が窓口納付のみであり、仕事を持つ多くの借受人のライフスタイルと合致していないこと。
- 借受人のモラルが低下していると思われること。

今後は、以下の諸点について検討が必要と考えられる。

- 口座振替制度等、多様な償還方法を設定し、納めやすい体制の構築を検討すべきである。検討に際しては、滞納者が発生した場合に将来発生する回収コストも考慮に入れるべきである。
- 貸付システムの不備により、業務量が増加している箇所があるため、システムの見直しをはかり、業務量の軽減につなげる。
- 福祉事務所の職員分掌を見直し、職員の業務と母子自立支援員、貸付・償還指導員の業務を適正に分担し、母子自立支援員等のデスクワークを軽減化させることにより償還指導の充実を図ることで、償還率の向上につなげる。
- 市の母子自立支援員についても、当該資金の趣旨を鑑み、貸付時における申請書類の受理及び調査にとどまらず、償還指導についても県母子自立支援員及び貸付・償還指導員と連携を図り、市在住の借受人については市母子自立支援員が中心となって償還指導を行うよう、今後も協力の依頼を行っていく必要がある。
- 母の償還能力に疑問があるケースであっても貸付を行う必要があると認められる場合には、連帯借受人である児童の償還の意志の確認、資力が十分であると認められる連帯保証人の確保など、万が一、母が償還不能となった場合でも対応できる体制を整えた上で貸付決定を行うよう、審査の厳格化を検討する必要がある。
- 事後評価の指標に、償還率を加えることを検討すべきである。

### ② 県外に在住している滞納者への対応

他の都道府県に在住している滞納者への催告、償還指導などは、現状、効率的、効果的に行われていない。

現状、消滅時効扱いとなる債権はないとのことであるが、連絡を取りづらい状況となっている県外在住の債務者も多数存在している。県が抱えている県外在住者

の滞留債権は、組織を横断的にみると多数存在しているため、滞留債権の管理方法について、効率的な方策を検討すべきである。

### ③関係書類の整備・運用

8福祉事務所が4福祉事務所に統合されたが、過去からの事務処理の引継ぎの関係で、福祉事務所により整備・運用ルールが異なっている。

債権管理簿などについて、今後、より効率的な整備・運用体制を統一的に検討すべきである。

### ④福祉資金貸付システム

福祉資金貸付システムは、システムを導入する際に、無償で提供されたシステムであるが、導入当初に県の財務会計システム担当者と打合せを行わなかったことも重なり、以下のような問題点が見られる。

- 入金消し込み作業  
県の財務会計システムと連動していないため、県の財務会計システムから出力される入金情報を各福祉事務所で出力し、借入者別、貸付種類別、元利別に、福祉資金貸付システムへ入金の消込み入力を行っている。結果、多大な時間コストがかかっている。
- 違約金の免除申請書の作成  
福祉資金貸付システム外のシートで免除申請一覧を作成している。福祉資金貸付システム上に免除申請を行ったか否かを入力し、表示させる箇所がない。結果、違約金の額を計算する場合、貸付台帳等を見ながら計算すべき範囲を特定する必要がある。
- 違約金計算における福祉資金貸付システムの不具合  
納付書を連番で使用せずに納入する借入者が散見されるが、飛番で納付・入金消込が行われると、福祉資金貸付システム上、その部分は違約金の計算結果がゼロと表示される。そのため飛番で納付された部分は、電卓で違約金を別途計算し、福祉資金貸付システム上で計算された違約金の額に加えなければならない。
- 債権管理機能の不備  
福祉資金貸付システムには債権管理としての機能が基本的にないため、別途、債権管理用のシートを作成している。結果、いたるところで転記等のダブルワークが生じている。
- バックアップ機能  
バックアップ・サーバーがないため、使用しているパソコンがダウンした場合、復旧が困難と考えられる。
- モニタリング体制  
県のネットワーク・システムに接続していないため、各福祉事務所の入力担当者のみが福祉資金貸付システムの内容を把握している。県の常勤職員でこのシステムの内容をモニタリングしている人がいない。



以上より、次のような見直しが必要と考えられる。

- 福祉資金貸付システムの見直し  
現状のシステムは違約金を効率的に計算できず、改訂された手引きを運用するためには、システムを見直す必要がある。
- 債権管理機能の充実化  
現状の福祉資金貸付システムは債権管理機能が基本的でない。より効率的に債権管理を行えるよう、システムを見直すべきである。
- バック・アップ機能  
現状、福祉資金貸付システムにはバック・アップ機能がない。バック・アップ機能を持たせ、万が一の場合にも対応できる体制にすべきである。
- 県の財務会計システム関係者との連携  
来年度以降の運用形態については生活保護システム用のパソコンから当該貸付システムを完全に切り離し、別のパソコンで稼働するシステムに改め、子育て支援課がその運用管理を行うこととしている。これにあわせて、現在不具合のある箇所を中心に修正等を行い、適正な運用を行うことを予定している。県の財務会計システム関係者と連携し、より効率的な運用体制にすることが望まれる。

以 上